失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第６８０号
札幌市西区二十四軒４条２丁目２―19ヴェルデ24―101
申立人　保川　香治
本籍北海道札幌市白石区栄通18丁目４番、最後の住所札幌市白石区南郷通17丁目北１番１―28号
不在者　保川　賢治
昭和25年５月５日生
届出期間満了日　平成30年３月16日
札幌家庭裁判所

平成２９年（家）第１０６２号
北海道石狩郡当別町太美町1488番地309
申立人　白濱　茂機
本籍北海道石狩郡当別町太美町1488番地309、最後の住所北海道石狩郡当別町太美町1488番地309
不在者　白濱　裕之
昭和45年11月15日生
届出期間満了日　平成30年３月18日
札幌家庭裁判所

平成２９年（家）第６５７号
兵庫県伊丹市鴻池１丁目２番１―Ｂ203号
申立人　前田　静枝
本籍兵庫県たつの市揖保町門前188番地３、最後の住所不明
不在者　前田　富江
大正12年１月27日生
届出期間満了日　平成30年３月23日
仙台家庭裁判所

平成２９年（家）第２７０８号
富山県富山市布瀬本町７番地１　コンチネンタル布瀬Ⅱ401号
申立人　高田　智恵
本籍富山県下新川郡入善町上野503番地、最後の住所富山県富山市窪新町３番16号
不在者　高田　里志
昭和34年９月27日生
届出期間満了日　平成30年３月14日
富山家庭裁判所

平成２９年（家）第１１５号
滋賀県東近江市八日市上之町２番７号ウイング八日市203号
申立人　湯浅　浩明
本籍滋賀県彦根市船町50番地１、最後の住所カナダ以下不詳
不在者　林　　秀一
大正３年２月７日生
届出期間満了日　平成30年３月16日
大津家庭裁判所彦根支部

平成２９年（家）第８０８号
広島県広島市東区牛田新町１丁目３―41―201
申立人　森　　裕美
本籍広島県広島市中区田中町56番地、最後の住所広島市平塚町223番地
不在者　坂本マサ子
大正４年６月８日生
届出期間満了日　平成30年３月15日
広島家庭裁判所

平成２９年（家）第２７７号
熊本市中央区京町１丁目10番８号
申立人　藤井　大慈
本籍広島県福山市駅家町大字助元226番地、最後の住所広島県品治郡助元村81　１番屋敷
不在者　吉津　隨眞
明治26年６月１日生
届出期間満了日　平成30年３月15日
広島家庭裁判所福山支部

失 踪 宣 告

平成２９年（家）第２１号
本籍北海道天塩郡豊富町字上サロベツ西12線204番地、最後の住所北海道天塩郡豊富町字西豊富
不在者　相馬　満夫
昭和３年７月27日生
平成29年11月14日失踪宣告審判確定
旭川家庭裁判所天塩出張所裁判所書記官

平成２９年（家）第５７号
本籍岩手県八幡平市平舘第10地割42番地２、最後の住所岩手県八幡平市松尾寄木第２地割89番地の２
不在者　髙橋　正巳
昭和23年１月17日生
平成29年11月14日失踪宣告審判確定
盛岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第３号
本籍秋田県能代市中和２丁目１番、最後の住所秋田県能代市中和２丁目１番15号
不在者　佐藤　美仁
昭和36年７月12日生
平成29年11月14日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所能代支部裁判所書記官

平成２９年（家）第４号
本籍岩手県花巻市石鳥谷町中寺林第７地割41番地17、最後の住所秋田県仙北郡仙北町高梨字沼田51番地
不在者　志田　良夫
昭和26年８月９日生
平成29年11月14日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所大曲支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２７０号
本籍群馬県佐波郡玉村町大字福島256番地７、最後の住所群馬県佐波郡玉村町大字福島256番地７
不在者　上村　洋子
昭和31年７月５日生
平成29年11月９日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２４７５号
本籍群馬県安中市中秋間1791番地、最後の住所東京都杉並区和泉１丁目11番１号井原方
不在者　白井　　喬
昭和９年５月10日生
平成29年11月15日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第６３１号
本籍広島県広島市安芸区船越南３丁目2433番地２、住所広島県東広島市西条町田口3472―１サンヒルズＫ２　207
申立人（失踪者）　古本　隼大
昭和57年８月30日生
平成29年11月７日失踪宣告取消審判確定
広島家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

平成２９年（ヘ）第１０号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4855番地５
申立人　福岡県糟屋郡篠栗町
代表者町長　三浦　　正
権利の届出の終期　平成29年11月８日
平成29年11月13日　福岡簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地
⑴所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番38
地目　保安林
地積　76227平方メートル
⑵所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番53
地目　保安林
地積　32618平方メートル
⑶所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番54
地目　山林
地積　5802平方メートル
⑷所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番55
地目　原野
地積　705平方メートル
⑸所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番56
地目　山林
地積　1094平方メートル
⑹所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番57
地目　保安林
地積　48778平方メートル
⑺所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番58
地目　保安林
地積　3918平方メートル
⑻所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番59
地目　山林
地積　664平方メートル